

災害時の対応について(令和3年度 保存版)

三田市立三田保育所

- ① **三田市**に警戒レベル5【災害発生情報】、特別警報発令、**天神地区を含む地域又は土砂災害警戒区域**に警戒レベル3【避難準備、高齢者・障害のある方・乳幼児等避難開始】、警戒レベル4【避難勧告、避難指示】が発令された場合

| 気象情報等の内容 | 保育所 | 保護者の方への依頼事項 |
|---|---|---|
| 登所前【午前6時】 発令されている場合 | 臨時休所 | 家庭等で安全を確保してください。 |
| 登所中【午前6時～午前7時】 発令された場合 | 電子メール、電話等により登所の中止を連絡します。 登所後の所児がいた場合は、お迎えの要請をし、お迎えまでの間は保育所で所児の安全を確保します。 | 特別警報等が発表されたことを知った時点で、保護者、所児ともに安全を確保したうえで、帰宅または安全と思われる場所に避難してください。 |
| 登所後(保育時間中)【午前7時～午後7時】 発令された場合 | 電子メール、電話等によりお迎えを要請します。その後、所児の安全を確保し、所内で待機しながら(当日状況による)、引渡し等準備を行います。お迎えが難しい等の場合は、引き続き、所で所児の安全を確保します。所に留まることが危険な場合は、お迎えがまだの所児を連れて※避難所等に避難します。 | 安全確保に万全を期して出来るだけ早くお迎えをお願いします。ただし、保護者の方の安全が確保できない等、お迎えが難しい場合は所へ連絡してください。 |

- ② **三田市**に震度5弱以上の地震が発生した場合

| 気象情報等の内容 | 保育所 | 保護者の方への依頼事項 |
|--|--|---|
| 登所前【～午前7時】 震度5弱以上の地震が発生した場合 | 臨時休所 【所から登所可の連絡があるまで】 | 保護者、所児ともに安全を確保したうえで、帰宅または安全と思われる場所に避難してください。 |
| 登所後(保育時間中)【午前7時～午後7時】 震度5弱以上の地震が発生した場合 | すべての保育活動を中止し、所児の安全を確保します。電子メール、電話等によりお迎えを要請します。その後、所内で待機しながら(当日状況による)、引渡し等準備を行います。お迎えが難しい等の場合は、引き続き、所で所児の安全を確保します。 | 安全確保に万全を期して出来るだけ早くお迎えをお願いします。ただし、保護者の方の安全が確保できない等、お迎えが難しい場合は所へ連絡してください。 |

③ その他

※三田市立三田保育所の避難所は三田市立三田小学校です。しかし、緊急時の一時的な避難の場合は近隣の施設に避難することもあります。

- ・保育中止に至らない場合でも、公共交通機関や道路の状況により職員が参集できず、自宅保育の協力を得たうえでも安全な保育ができないと施設長が判断した場合には、保育を中止する場合があります。
- ・但し、電子メールや電話等の通信手段が使えない場合もありますので、災害情報の収集に努めていただき、上記のとおり適切に行動いただきますようお願いいたします。
- ・発令された警報が、その後に解除された場合も上記の対応の通りです。